

## 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針案

青少年の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により読み替えて適用される法第4条及び第6条に定める事項に関し、事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が講ずべき措置について定める。

### 一 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

- 1 労働関係法令等の遵守  
(事業主、求人者及び青少年の募集を行う者は、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示すること等)
- 2 意欲・能力に応じた就職機会の提供等  
(事業主は、青少年の応募の機会を広く提供する観点から、通年採用を積極的に導入すること等)

### 二 事業主が青少年の定着促進のために講ずべき措置

- 1 雇用管理の改善に係る措置  
(事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと等)
- 2 職業能力の開発及び向上に係る措置  
(事業主は、業務上必要な技能等に係る情報提供や職業訓練の受講を容易にするための相談機会を確保すること等)

### 三 無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び定着促進のために講ずべき措置

- 1 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進  
(無料船員職業紹介事業者、募集情報提供事業者は、青少年自身が主体的に職業選択やキャリア形成を行えるよう、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと)
- 2 中途退学者及び未就職卒業者への対応  
(無料船員職業紹介事業者は、中途退学者の自立支援、未就職卒業者への個別支援や面接会の開催など支援を充実すること)
- 3 募集情報提供事業者による就職支援サイトを通じた支援  
(募集情報提供事業者は、適切に職業選択を行うことができるよう、わかりやすい情報提供等を行うことに配慮すること)
- 4 職業能力の開発及び向上に係る措置  
(船員教育訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適正を生かすように、効果的な船員教育訓練の実施に努めること)
- 5 青少年のニーズ及び状態に応じた関係機関の紹介  
(無料船員職業紹介事業者及び船員教育訓練機関は、支援対象の青少年に、切れ目なく必要な支援が受けられるよう関係機関が連携することに配慮すること)
- 6 その他の各関係者が講ずべき措置  
(全ての関係者は雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと)